

**雲南市・奥出雲町・飯南町次期可燃ごみ広域処理施設用地選定支援業務委託
公募型プロポーザル実施要領**

1 趣旨

本要領は、雲南市、奥出雲町、飯南町（以下「3市町」という。）が計画している次期可燃ごみ広域処理施設の用地選定を実施するに当たり、次期可燃ごみ広域処理施設の用地選定支援業務（以下「本業務」という。）を委託する事業者を選定するために行う公募型プロポーザルの手続きに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

- (1) 業務委託名
雲南市・奥出雲町・飯南町次期可燃ごみ広域処理施設用地選定支援業務委託
- (2) 業務内容
別紙「雲南市・奥出雲町・飯南町次期可燃ごみ広域処理施設用地選定支援業務委託仕様書」のとおり
- (3) 業務委託期間
契約締結の日から令和6年3月25日まで
- (4) 発注者
雲南市長 石 飛 厚 志
- (5) 提案上限額
5,700,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
※当該事業に係る見積価格が、提案上限額を超過する場合は失格とする。
※支払いは、本業務完了後一括払いであることに留意すること。

3 事業者選定方法等

本業務は、価格のみによる競争では目的を達成できないため、専門的な知識・経験を有する業者からの提案を広く公募し、プレゼンテーションを行って提案者及び提案内容を評価する公募型プロポーザル方式によって優先交渉権者を選定するものである。また、当該優先交渉権者と仕様等について協議を行い、協議が整った時点で随意契約により業務委託契約を締結するものである。

4 プロポーザル参加資格要件

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。なお、本件プロポーザルの参加者が、契約締結までの間に参加資格を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 雲南市の入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 雲南市から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続中の事業者でないこと。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続中又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続中の事業者ではないこと。
- (8) 建設コンサルタント登録規程による建設コンサルタントの「廃棄物部門」の登録を受けていること。
- (9) 一般社団法人持続可能社会推進コンサルタント協会に会員として登録していること、又は当該会員でなくても同種同様の業務を行っており、これまでに本市と同種の委託業務実績を有していること。

5 実施スケジュール

本手続の実施スケジュールは、表1のとおりとする。

表1 実施スケジュール

項目	期 日
公告	5月22日（月）
実施要領等の配布期間	公告の日から5月29日（月）まで
質問書受付期間	公告の日から5月29日（月）まで
質問書に対する回答期限	5月31日（水）
参加申込書の受付期間	公告の日から6月2日（金）正午まで
一次審査（5者以上申込みの場合）	6月2日（金）
一次審査結果（参加資格確認結果）の通知及び企画提案書の提出要請	6月2日（金）
企画提案書の受付期間	6月5日（月）から6月9日（金）まで
二次審査（プレゼンテーション等）の実施	6月中旬予定
優先交渉権者の決定	6月中旬予定
審査結果の通知	6月下旬予定
契約締結	7月上旬予定

6 担当課（連絡先・提出場所）

〒699-1392 島根県雲南市木次町里方521番地1
雲南市 市民環境部 新ごみ処理施設整備準備室
TEL：0854-40-1032 FAX：0854-40-1125
E-mail：shingomishori@city.unnan.shimane.jp

7 参加申込の手続き

（1）実施要領等の配布期間及び配布場所

ア 配布期間

令和5年5月22日（月）から令和5年5月29日（月）まで

※土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までとする。

イ 配布場所

新ごみ処理施設整備準備室にて配布する。（本市ホームページよりダウンロード可能。）

（2）質問の受付及び回答

ア 受付期間

令和5年5月22日（月）から令和5年5月29日（火）午後5時まで

イ 提出方法

実施要領等に関する質問書（様式第1号）を電子メールに添付し、担当課宛に提出する。なお、電話、口頭等による質問は一切受け付けない。

ウ 回答期限

令和5年5月31日（水）

エ 回答方法

本市ホームページに掲載する。（質問者名は公開しない。）

回答内容は、本要領の追加または修正として取り扱うものとする。

(3) 参加申込書の提出

① 受付期間

令和5年5月22日（月）から令和5年6月2日（金）正午まで

※土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までとする。ただし、受付最終日は正午まで。

② 提出場所

雲南市 市民環境部 新ごみ処理施設整備準備室

③ 提出方法

持参又は郵送（提出期限内必着のこと）

④ 提出書類及び部数

次のアからエの書類を正本1部、副本（複写可）5部を提出すること。

ア プロポーザル参加申込書（様式2号）

イ 会社概要調書（様式3号）

ウ 業務実績調書（様式4号）

エ 管理技術者業務実績等調書（様式5号）

8 プロポーザル参加資格の確認及び一次審査

本市は、提出された参加申込書等に基づき、プロポーザル参加資格の確認を行う。

なお、確認の結果、参加申込者が5者以上ある場合は、一次審査を行う。

(1) 一次審査方法

参加申込者が5者以上ある場合は、表2に掲げる審査項目及び審査内容について審査し、上位4者以内をプロポーザルの参加者として選定する。

表2 一次審査の評価項目と配点

審査項目		審査内容	配点
等 業 務 実 績	会社概要	・技術士数、支店・営業所等の所在地	5
	業務実績	・過去10年間の業務実績（同種・類似業務と認められるもの。）	15
	管理技術者業務実績等	・保有資格、個人業務実績	5
合 計			25

(2) 一次審査を行わない場合

参加申込者が4者以下の場合、一次審査は行わない。（一次審査項目は、2次審査において審査する。）

(3) 結果通知

一次審査結果又は参加資格確認結果は、令和5年6月2日（金）までに、参加申込者全員に電子メールにて通知する。あわせて、プロポーザルに参加することとなった者（以下「参加者」という。）には、企画提案書類の提出について要請する。

9 企画提案書類及び参考見積書の作成・提出

参加者は、本要領、仕様書等を熟読のうえ、次のとおり企画提案書類及び参考見積書を作成し提出すること。

(1) 企画提案書類

企画提案書類は次のとおりとし、様式は様式集に定める。

① 企画提案書類表紙（様式第6号）

② 業務実施方針（様式第7号）

本業務を実施するうえでの業務実施・取組の方針

③ 業務実施体制・手法（様式第8号）

業務を円滑に推進するための実施体制、本業務の実施手法

④ 業務実施スケジュール（様式第9号）

契約期間内での候補地の最終決定を目標とした業務スケジュール（仕様書に掲げる業務内容及び用地選定検討委員会の運営を考慮すること。）

⑤ 業務に関する提案（様式第10号）

テーマ 番号	提案内容
1	<p>・雲南圏域の地域特性（圏域面積が広大、偏った人口分布等）を十分考慮し、①候補地抽出条件、②抽出手法、③選定（絞込み）方法、④用地選定検討委員会スケジュール及び協議内容について提案すること。</p> <p>・提案に際しては、次の点に留意すること。</p> <p>※用地選定検討委員会は、第1回を8月中を目途に開催し、以降、契約期間内に複数回を予定する。</p> <p>※用地選定検討委員会の開催スケジュールの提案にあたっては、資料作成、3市町での検討協議、用地選定検討委員会委員長への説明に要する日数を踏まえること。</p> <p>※用地選定検討委員会で協議する候補地の数は、数カ所程度を想定し提案すること。</p>
2	<p>・提案者の有するノウハウや経験に基づき、用地選定を効率的に進めるための独自提案をすること。</p>

(2) 参考見積書（消費税及び地方消費税額を含む。）

参考見積書は任意様式とする。

業務名称を明記し、内訳明細書も併せて提出する。提案上限額を超えた場合、失格となる。

(3) 企画提案書類及び参考見積書の提出

① 受付期間

令和5年6月5日（月）から令和5年6月9日（金）まで

※土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までとする。

② 提出場所

雲南市 市民環境部 新ごみ処理施設整備準備室

③ 提出方法

持参

④ 提出部数

企画提案書類は、様式6から様式10までをまとめて、左肩を綴じる。企画提案書類、参考見積書とも 原本1部、副本（複写可）10部。

10 企画提案書類の審査（二次審査）

企画提案書類及びプレゼンテーション内容について審査する。

(1) 審査項目・審査内容

参加者は、別表「二次審査の基準」のうち、「企画提案」の審査項目についてプレゼンテーションを行う。なお、「業務実績等」の審査項目は、別途、書類に基づき評価する。

(2) プレゼンテーション日時及び場所

令和5年6月中旬を予定

※日時、場所等は、別途連絡する。

(3) 出席者（説明者）

3名以内とする。原則として、担当する管理技術者を含むものとし、説明及び質疑に対する回答を行う。

(4) 実施方法

① プレゼンテーションは、説明者より30分程度での説明を行い、その後、10分程度の質疑応答を実施する。（全体で40分以内を予定する。）

② 資料投影用のプロジェクター、スクリーン、パソコンは予め準備する。その他、説明の際に必要な備品は、各自で用意すること。

11 優先交渉権者の決定

(1) 選定方法

① 雲南市・奥出雲町・飯南町次期可燃ごみ広域処理施設用地選定支援業務委託業者プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、一次及び二次審査並びに参考見積書の評価結果に基づき、最も評価点の高い参加者を優先交渉権者に選定する。

② 最も評価点の高い参加者が2者以上あるときは、企画提案に係る点数が高い参加者を選定する。

③ 最も高い評価点を獲得した場合であっても、企画提案に係る点数が37.5点（配点の50％）に満たない場合は失格とし、次点の者を選定する。

(2) 参加者が1者の場合の取扱い

参加者が1者のみの場合であっても、同様に審査を行い、当該1者について、審査委員会において優先交渉権者としての適否を審査する。審査に当たっては、前項③の規定を考慮するものとする。

(3) 審査結果の通知及び公表

審査結果は、速やかに参加者に通知するとともに、本市ホームページに公表する。

12 契約の締結

(1) 契約に際し、仕様書の内容は提案された内容を基本とするが、本市との協議により必要な修正を行うことができるものとする。

(2) 仕様書の内容が確定したのち、見積合わせを行い、契約額を決定する。

(3) 交渉の結果、優先交渉権者との契約に至らなかった場合は次点の者と交渉を行う。

(4) 委託契約締結後においても、失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約の解除ができるものとする。

1 3 失格事項

次のいずれかに該当したものは失格とする。

- (1) 提出書類について、期間内に提出がなかった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (3) 提出書類の記載すべき部分が記載されていなかった場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) その他本要領及び本市が指定した事項に違反した場合

1 4 留意事項

- (1) 参加申込書類及び企画提案書類の作成及び提出並びにプレゼンテーション等に係る費用その他本件プロポーザルに要した経費は、参加者の負担とする。
- (2) 参加申込書が提出されなかった場合、参加資格がある旨の通知を受けなかった場合又は一次審査を通過しなかった場合は、企画提案書を提出することができない。
- (3) 参加資格がある又は一次審査を通過した旨の通知を受けた者が、提出期限までに企画提案書を提出しない場合は、辞退したものとみなす。
- (4) 参加者は、複数の参加申込書及び企画提案書を提出することはできない。
- (5) 提出された参加申込書及び企画提案書は返却しない。
- (6) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法又は維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て参加者が負うものとする。
- (7) 提出された参加申込書及び企画提案書は、プロポーザル審査に関する事項以外で参加者に無断で使用しない。なお、審査に必要な範囲において複製をすることがある。
- (8) 提出期限以降における参加申込書及び企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。また、配置予定の管理技術者は、特別な事情がない限り変更はできない。
- (9) 提出された書類等は、雲南市情報公開条例（平成16年条例第15号）に基づく情報公開請求の対象となる。
- (10) 提出書類の提出後に辞退する場合は、担当課に連絡のうえ、辞退届（任意様式）を提出すること。なお、辞退を理由として、以降の受注者選定において不利益な取り扱いをすることはない。
- (11) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他の不可抗力等により事業が中止となった場合は、公告後であっても、プロポーザル審査を中止する。この場合、参加者に対し、本市は一切の責任を追わない。
- (12) 参加者は、参加申込書の提出をもって、本実施要領の記載内容に同意したものとする。

別表 二次審査の基準

二次審査の基準

審査項目		主な審査内容	配点	様式
業務実績等	会社概要	・技術士数、支店・営業所等の所在地	5	第3号
	業務実績	・過去10年間の業務実績（同種・類似業務と認められるもの。）	15	第4号
	管理技術者業務実績等	・保有資格、個人業務実績、個人手持業務	5	第5号
企画提案	業務実施方針	・業務内容及び業務目的の理解度 ・本圏域のごみ処理体制に対する理解度	10	第7号
	業務実施体制・手法	・業務推進体制、実施手法の妥当性 ・課題に対する対処方法	10	第8号
	業務実施スケジュール	・業務量を把握した工程管理の適切な把握	10	第9号
	業務に関する提案	【テーマ1】 ・テーマで要求する事項の的確な把握 ・提案内容の本圏域適合性、具体性 ・提案内容の実現性・実用性	20	第10号
		【テーマ2】 第10号 ・提案内容の具体性 ・提案内容の実現性・実用性	10	
		小 計	30	
	プレゼンテーションの実施	・業務に対する意欲 ・専門知識・技術力の豊かさ、質問に対する応答性、丁寧さ	10	
参考見積		・適正価格	5	
合 計			100	

※一次審査を実施しない場合の「業務実績等」の審査は、二次審査で審査（書類審査）する。

※ 一次審査を実施した場合の「業務実績等」の得点は、二次審査に継承する。

* 審査は全ての項目において、A評価からE評価の5段階で行い、採点は上記表の配点に下記の率を乗じて算出する。（小数点以下第三位四捨五入）

A評価 配点×1.0 優れている

B評価 配点×0.75 やや優れている

C評価 配点×0.5 ふつう

D評価 配点×0.25 やや劣る

E評価 配点×0.0 劣る

※二次審査における採点は500点（100点×審査委員5人）を上限とする。